

平成25年9月1日発行 第110号

- 注意
「保育所などの社会福祉施設等における腸管出血性大腸菌感染症の集団感染防止対策の徹底について」
- お知らせ
「小規模社会福祉施設の防火実務講習会の開催」
「訪問看護フェスティバルを開催します！」
「悪質商法から高齢者を守るための出前講座」を行っています
「介護職員等によるたんの吸引等について」
- 報酬算定・運営基準
「居宅介護支援等の事業の基準についてのご意見を募集しております」
「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について」

注意

○ **保育所などの社会福祉施設等における腸管出血性大腸菌感染症の集団感染防止対策の徹底について**

今般、都内保育所において腸管出血性大腸菌感染症(O103及びO26)の集団感染事例が発生いたしました。このたびの事例では、複数の型の菌による感染が同時に広がった状況が見られ、複数の経路からの感染が示唆されることから、腸管出血性大腸菌感染症の発生が多発する夏季においては、より一層の注意が必要と考えられます。

腸管出血性大腸菌感染症は、感染力が強く、施設等においても容易に感染が広がるとともに、重症化することも少なくない疾患です。各施設においては、感染症や食中毒の発生に十分な注意を行い、手洗いの徹底や施設の衛生的管理など適切な対応を行うことが重要です。

また、感染症等の集団発生時には、所管の保健所へ速やかに報告、相談を行い、感染拡大の防止に迅速に取り組まれるようお願いいたします。

なお、各施設等における感染症予防対策に資するため、東京都福祉保健局では、「社会福祉施設等における感染予防チェックリスト」等を作成し、下記のホームページ等に掲載していますので、御活用ください。

「社会福祉施設等における感染症予防チェックリスト」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/chetukurisuto.html>

【お問い合わせ先】健康安全部感染症対策課防疫係 TEL03-5320-4482

お知らせ

○ **小規模社会福祉施設の防火実務講習会の開催**

過去の火災事例を教訓に、高齢者や障害者等の方が入所施設で安心して暮らせるように施設関係者を対象として防火管理面の充実と発見・通報・初期消火・救出等の迅速な対応が図れるように実務講習会を開催します。

実施日：平成25年10月4日(金曜日)、平成25年10月10日(木曜日)、平成25年10月11日(金曜日)

各回4時間、いずれも同一内容 <11月以降も実施予定>

受講料：5,000円

【ホームページ】<http://www.tokyo-bousai.or.jp/lecture/bousai/syokibo/index.html>

【お問い合わせ先】公益財団法人 東京防災救急協会 TEL03-5295-2808

○訪問看護フェスティバルを開催します！

東京都では、訪問看護の実際や重要性、その魅力を PR し、在宅療養を支える訪問看護の理解促進と人材確保を図るため、訪問看護フェスティバルを開催します。

【日時】平成25年10月26日(土) 10:00～15:00

【会場】東京都庁第一本庁舎 5階 大会議場

【プログラム】

10:00 開場

10:30～11:30 **基調講演**「大介護時代～あなたらしく生きるために～」

講師:樋口恵子氏(NPO法人高齢社会をよくする女性の会 理事長)

12:30～14:00 **シンポジウム**「あなたらしさを支える訪問看護」

座長:椎名美恵子氏(東京訪問看護ステーション協議会 副会長)

シンポジスト:

本田徹氏(浅草病院 訪問診療医)

長江麻友子氏(訪問看護ステーションけやき 新卒訪問看護師)

高橋操氏(訪問看護ステーションみけ 訪問看護認定看護師)

阿部智子氏(訪問看護ステーションけせら 訪問看護管理者)

10:00～15:00 **展示と相談会**

介護用ベッド、移乗用品、在宅酸素療法用品など

介護に関するミニ講座コーナー

看護・介護相談、看護進路相談・就業相談など

【参加費】無料 どなたでも大歓迎

【申込方法】

○東京都看護協会ホームページ

http://apl.tna.or.jp/member_list_lecture.php (講座名「訪問看護フェスティバル」を選択)

○往復はがき又は FAX

住所・氏名・年齢・電話・FAX を明記の上、以下までお申してください。

往復はがき: 〒162-0815 東京都新宿区筑土八幡町 4-17

公益社団法人東京都看護協会「訪問看護フェスティバル」担当 宛

FAX: 03-5229-1524

※当日参加も可能です。ただし、講演会・シンポジウムは定員(500名)を超えると、入場できない場合がありますので、事前申込をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4279

お知らせ

○「悪質商法から高齢者を守るための出前講座」を行っています

東京都生活文化局では、深刻化する悪質商法の被害から高齢者を守るため、ケアマネージャー、ホームヘルパー、民生委員など、高齢者を支える身近な方々を対象に出前講座を開催しています。講座では、第一線で消費生活相談の経験を持つ相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント・対処方法などについて、詳しく講義を行っています。

講師派遣期限	平成26年3月31日(月曜日)(土日祝日も実施)までです。
講義時間	午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度
講師派遣場所	都内で希望する場所
費用	無料
申込受付期限	平成26年3月7日(金曜日)までです。【先着150回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京暮らしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京暮らしWEB>学びたい>出前講座(講師派遣)>【出前講座】高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問い合わせ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

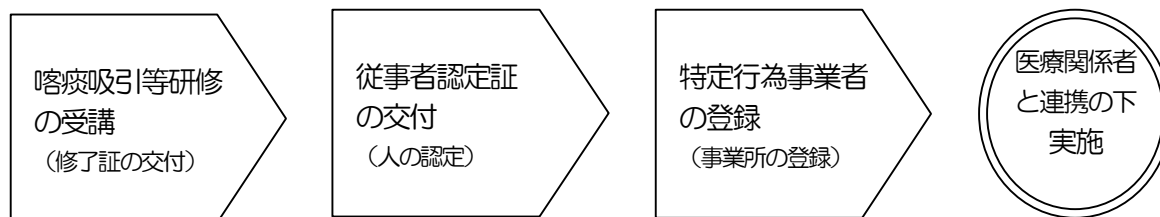
TEL 03-5614-0635 (月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く。>)

お知らせ

○介護職員等によるたんの吸引等について

「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、平成24年4月から、一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られている等、一定の条件の下でたんの吸引等の行為を実施できることとなりました。

介護職員等がたんの吸引等を行うためには、以下の手続きが必要です。



申請手続きは(公益)東京都福祉保健財団で行っております。詳細については、東京都福祉保健財団のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

研修修了後、申請がお済みでない場合は、申請の手続きをお願いします。

【東京都福祉保健財団ホームページ】

ホーム>人材を育てるトップ>介護職員等によるたんの吸引等のための研修・登録受付等事業

(http://www.fukushizaidan.jp/hm/038kaigo_kensyu/kaigo_kensyu_top.html)

【お問い合わせ先】東京都福祉保健財団人材養成部福祉人材養成室(たんの吸引担当)

TEL03-5206-8771、FAX03-5206-8742

○居宅介護支援等の事業の基準についてのご意見を募集しております

地域主権改革一括法において、居宅介護支援等の基準は、都道府県の条例で定めることになりました。条例制定にあたり現在の居宅介護支援等の事業の人員・運営基準に関するご意見を募集しております。ご意見の受付期間・送付方法等については、次のとおりです。

◆ご意見の募集の期間：平成25年8月19日(月)から9月9日(月)まで

◆ご意見の提出方法：郵送・FAX 又はメールにて提出してください。

・提出様式は以下のホームページからダウンロードできます。

◆送付先：東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係 あて

◆送付方法

・郵送の場合 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階北側

・FAXの場合 03-5388-1425

・電子メールの場合 S0000615@section.metro.tokyo.jp

(最初の「S」の後は数字の「ゼロ」が4つ続きます。)

(注)メールの件名冒頭に必ず『条例制定意見』と入れてください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について

居宅介護支援事業所においては、半年ごとに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の3つのサービスについて、紹介率が最も高い法人(紹介率最高法人)の名称等について記載した「特定事業所集中減算チェックシート」を作成することになっています。

平成25年度前期分(判定期間:平成25年3月1日~同年8月31日)の受付期間は、9月1日から9月16日までです。3つのサービスのうち、いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が90%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。

<郵送先> 〒163-8001(住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係
チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>事業者指定申請・変更届・加算届等>特定事業所集中減算

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinsei/genzan.html)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593